

1 「子ども・子育て応援プラン」と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進

2005（平成17）年の合計特殊出生率は、前年の1.29をさらに下回り、1.25と過去最低を更新するなど、急速な少子化の進行は続いており、2005年には、総人口が減少し、自然増加はマイナスとなり、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られている。

このような急速な少子化の進行の背景には、

長時間労働の風潮が根強いなど、働き方の見直しに関する取組みが進んでいないこと、

保育所待機児童がいまだ存在するなど、子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていないこと、

若者が社会的・経済的に自立し、家庭を築くことが難しい状況となっていること、

などがあると考えられる。

このような状況を踏まえ、2004（平成16）年6月には、「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（「子ども・子育て応援プラン」）が少子化社会対策会議で決定された。2005年度より、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、若者の自立、働き方の見直し、地域の子育て支援の各般にわたって具体的目標を掲げ、施策を進めているところである。

また、2003（平成15）年4月に成立した「次世代育成支援対策推進法」（次世代法）が、2005年4月に本格施行され、地方公共団体においては、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする地域行動計画、企業等においては、仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする一般事業主行動計画が策定され、計画に基づく取組みが進められている。

なお、2005年度より本格実施となった次世代法に基づき、都道府県及び市町村においては、地域における子育て支援等を内容とする行動計画を策定し、計画に基づく取組みを推進しているところであり、2006（平成18）年4月1日現在で、ほぼすべての都道府県、市町村（2町村を除く）において、行動計画を策定済みである。

2 次世代育成支援対策に向けた各種の施策展開

(1) 仕事と家庭の両立と働き方の見直し

人口減少社会を迎える中、少子化の流れを変えるためにも、また、労働力人口減少への対応としても、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しがますます重要な課題となっている。

このため、育児休業をはじめとした各種制度の整備、定着を進めるとともに、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備に向けた企業の取組みを促進し、子育てしながら安心して働くことができる社会の実現に努めているところである。

1) 育児休業制度をはじめとした各種制度の整備、定着促進

労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律においては、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して健康に働くことができるよう、産前産後休業や危険有害業務の就業制限等の母性保護規定、健康診査等の受診に必要な時間の確保や通勤緩和、勤務時間の短縮、休業等の医師等の指導事項を守るために必要な母性健康管理措置を規定しているところであり、これらについて、事業主や女性労働者等に対し、周知徹底を図っている。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律においては、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立の負担を軽減するため、育児休業・介護休業制度、子の看護のための休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置を講ずる義務などを規定している。

企業において育児休業等の規定が整備され、制度として定着するよう、計画的な指導等を実施するとともに、育児休業の申出や取得を理由とした不利益取扱い等についての労働者からの相談にきめ細かく対応している。

2) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備に向けた企業の取組促進

2005(平成17)年4月より全面施行された次世代法に基づき、企業等において、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定・実施が適切に行われるよう、周知啓発等を行っている。

2006(平成18)年3月末時点で、策定・届出が義務づけられている労働者数301人以上の企業からの届出状況は、全国で99.1%に達しているところであり、2006年度は、努力義務である300人以下の中小企業を中心に、より効果的に周知啓発を実施し、できるだけ多くの企業等において策定・届出が行われるよう努めている。また、2007(平成19)年4月から実施される認定に向け、できるだけ多くの企業等において認定を目指して取り組んでいただけるよう、周知啓発に努めているところである。

また、仕事と家庭を両立しやすい環境の整備に取り組む企業に対し、その内容に応じた各種助成金の支給により、その取組みを支援しているところであるが、2006年度から、「中小企業子育て支援助成金」を創設し、育児休業の取得等が立ち遅れている中

小企業に対して重点的な支援を行っている。

さらに、企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標について、インターネット上で自社の両立支援の進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイトの利用等による活用を図るとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図っている。

3) 育児等のために退職した者に対する再就職・再就業支援

育児等のために一旦離職した方が円滑に再就職・再就業できるよう支援することは、仕事と家庭の両立支援と並び重要な課題となっている。

このため、育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、2004（平成16）年度からは、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組みが行えるようきめ細かい支援を行う再チャレンジサポートプログラムを実施している。

さらに、2006（平成18）年度からは、再チャレンジサポートプログラムを拡充するとともに、マザーズハローワークを新設し、求職活動の準備が整った方や、すぐにも再就職を希望する方に対し、子ども連れでも来所しやすいスペースを整備しつつ、求職者一人一人の希望、ニーズを踏まえた求人確保や、予約制・担当者制によるきめ細かい職業相談・紹介の実施など、総合的な再就職支援に取り組んでいる。

また、起業についても、2006年度より、総合的情報提供を行う専用サイトやメンター（先輩の助言者）紹介サービス事業を実施するとともに、子育てする女性の起業に着目した助成制度を設けている。

(2) 地域の子育て支援

地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大し、とりわけその8割以上が家庭で育児されている3歳未満の子どもをもつ女性の中には、社会からの孤立感や疎外感をもつ者も少なくない。

このような状況を受けて、「子ども・子育て応援プラン」においては、2009（平成21）年度までに、つどいの広場や地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援の拠点の整備を6,000か所（全国の中学校区の約6割に相当）で実施することを目標に掲げるとともに、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」では、すべての中学校区に1か所以上の設置を目指し、この目標の実現に向けた取組みを推進しているところである。

また、このような地域における子育て支援の拠点については、量的な整備と併せて、単なる相談や親子の集まりではなく、当事者自身が共に支え合い、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような

認識から、つどいの広場等に関わる実践者等による全国組織として、「つどいの広場全国連絡協議会」が2004（平成16）年4月に設立され、各種セミナーの共催等の活動を行っているほか、各種団体と連携のもと、子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーの研修等も開催されている。

また、乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（地域において育児の手助けが必要な人と手助けをしたい人からなる会員組織）について、地域の子育て支援機能の強化に向けて、実施か所数の拡大を図っている。

このほか、児童養護施設等において親の残業や出張、病気の際に、その家庭の児童を預かる「子育て短期支援事業」や、出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難となっている家庭に対して、育児・家事の援護や具体的な育児に関する技術支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を展開している。

（3）保育

1）保育所入所児童の状況

保育所は、親の就労等の事情により家庭で保育することのできない乳幼児を保育する施設であり、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、就労形態の多様化に対応した延長保育、夜間保育、休日保育、子育て家庭に対する相談支援、専業主婦等の育児疲れ解消等のための一時保育等の提供を行っている。2005（平成17）年4月現在、施設数は約2万2,570か所、入所児童数は約199万人となっている。保育所入所児童数は、少子化を背景に減少していたが、共働き家庭の増加等により、1995（平成7）年以降、都市部を中心に増加に転じており、保育所入所待機児童は、2年連続で減少したものの、2005年4月現在、全国で2万3,338人にのぼっている。

2）多様な保育需要に対応するための取組み

このように都市部を中心として保育所の入所待機児童が存在することから、2002（平成14）年度から「待機児童ゼロ作戦」を進め、保育所や幼稚園の預かり保育等を活用し、3年間で15万人以上の受け入れ児童数の増加を図ったところである。

また、2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においては、保育サービスの充実を引き続き最重点課題の一つと位置づけ、

待機児童数が50人以上いる市町村を中心に、2007（平成19）年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の増大を図っていくとともに、

延長保育や休日保育などの多様な保育サービスについて、数値目標を盛り込んで、その充実を図ることとしている。

なお、構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、2004年度から実施してきた特例措置のうち、

保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任
幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例
については、2005（平成17）年度にその全国化を図ったところである。

3) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」について

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（2003年6月27日閣議決定）において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、2004（平成16）年12月に中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討の会議において、その基本的な在り方について審議のまとめを行い、2006（平成18）年3月には総合施設モデル事業評価委員会において、総合施設モデル事業の職員配置、施設設備、教育・保育の内容等に関する最終まとめが取りまとめられた。

さらに、これらの検討を踏まえ、幼稚園や保育所等における小学校就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、第164回通常国会に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を提出し、2006年6月9日に成立したところである。

この法律においては、幼稚園、保育所等のうち、

就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子ども、
欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能

地域における子育て支援を行う機能、すなわちすべての子育て家庭を対象に、
子育てで不安に対応した相談や親子のつどいの場を提供する機能

を備える施設について、都道府県知事が「認定こども園」として認定することとしており、職員配置等の具体的な認定基準も、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることとしている。

また、認定こども園に関する特例については、

幼稚園と保育所とが一体的に設置される認定こども園については、その幼稚園及び保育所の設置者が学校法人又は社会福祉法人のいずれである場合にも、児童福祉法及び私立学校振興助成法に基づく助成を受けることができるよう、これらの法律の特例を規定するとともに、

認定こども園である保育所については、その設置者と保護者との直接契約による利用とし、入所する子どもや保育料の決定を保育所の設置者が行うことができるよう、児童福祉法の特例を規定する等の措置を講ずることとしている。

(4) 児童虐待防止対策など子どもの保護・支援の充実と配偶者からの暴力への対策の充実

1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日の「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）施行以降、様々な施策が推進され、児童虐待に関する理解や意識の向上が図られ、さらに2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正され、制度的な対応についても充実が図られている。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談対応件数も児童虐待防止法制定直前の1999（平成11）年度11,631件から2005（平成17）年度34,451件（速報値）と約3倍に増加し、その内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えているなど、依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。

2) 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、子どもの一生涯、さらには世代を超えて深刻な影響をもたらすこともある。このため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

このため、

発生予防に関しては、子育て中の親に対する交流・つどいの場の提供や地域子育て支援センターの推進、養育が困難になっている家庭に対して保健師、助産師、子育て経験者等が訪問し、育児・家事の援助や具体的な育児に関する技術支援を行う育児支援家庭訪問事業の実施

早期発見・早期対応に関しては、市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進、児童相談所が夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備（24時間・365日体制）、子どもの生命の安全と心身のケアに万全を期し、迅速かつ的確な対応を図るため、児童福祉司の配置基準の見直しなど児童相談所の体制強化

保護・自立支援に関しては、児童養護施設等の小規模化の推進、総合的な家庭環境調整を行う家庭支援専門相談員の配置、専門的な援助技術を持った専門里親の活用

などの取組みを実施し、さらに、「子ども・子育て応援プラン」においては、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）等の実現を目指し、今後とも、より積極的に施策を推進していくこととしている。

3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

2004(平成16)年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、関係省庁や地方自治体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2005(平成17)年度においては、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催(11月22日~23日)、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布及び政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発などを行ったところである。

コラム

「児童虐待防止」に向けた幅広い取組み

民間団体においては、カンガルーOYAMA、NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト、さくらネットワークなどの団体が中心となり、里子たちが色を選んだ「オレンジリボン」を用いて、子ども虐待防止の啓発活動が行われている。

この活動では、子ども虐待をなくすためには、まず『虐待とは何か』が理解される必要があると考え、児童虐待防止法で定める定義が広く国民に理解されることを目標としている。また、子ども虐待の要因となりうる子育ての不安等を和らげるためには、誰かに相談し気

持ちを分かち合い、共感することが大切であるとPRしており、リボンにはこれらのメッセージが込められている。11月の「児童虐待防止推進月間」には、国民一人一人がリボンをつけることで、子ども虐待問題を主体的に考えるきっかけとしてもらい、さらに虐待防止への社会的関心を図り、意識啓発することを目的に全国キャンペーンが行われた。

また、厚生労働省においても、同月間中、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を行った。



子ども虐待防止の
オレンジリボンキャンペーンポスター



児童虐待死の撲滅を目指した
広報啓発ポスター

4) 今後の児童家庭相談体制の在り方に関する検討等の取組み

2004(平成16)年の児童福祉法改正の趣旨に沿った地域における児童家庭相談体制のより一層の強化・充実に向けた在り方を展望するため、「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」を2005(平成17)年2月から開催し、この間、検討を進め、報告書を2006(平成18)年4月に取りまとめた。

また、児童虐待による死亡事例等の検証は、事件の再発防止と対策を構築する上での課題を抽出するために重要な意義を持つものであり、2004年10月に設置した「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第1次報告(2005年4月)に続き、第2次報告〔2004年中に死亡事例として厚生労働省が把握した53事例等を対象〕を2006年3月に取りまとめた。

5) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2004(平成16)年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談実人員を見ても、71,070人(前年度74,563人)のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が20,119人(前年度19,102人)であり、相談理由の28.3%(前年度25.6%)を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、一層の取組みの強化が必要となっている。

6) 配偶者からの暴力対策の取組状況

配偶者からの暴力被害者に対する相談・保護等の援助については、休日・夜間電話相談事業の実施、関係機関とのネットワークの整備、職員に対する専門研修、心理療法担当職員の配置、夜間警備の実施、母子生活支援施設、民間シェルターなどへの一時保護委託の実施、婦人相談所一時保護所への同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置など、各種施策を講じ、配偶者からの暴力被害者に対する支援の充実を図っている。

2006(平成18)年度においては、新たに弁護士等による離婚や在留資格などの法的対応の調整や援助を行う事業を、婦人相談所等で実施することとしている。

7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

2004(平成16)年12月2日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。

主な改正の内容は、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者暴力相談支援センターの業務の実施、国及び地方公共団体の責務として被害者の自立支援を明確化、国の基本方針及び都道府県における基本計画の策定、福祉事務所による自立の支援の明確化等である。

また、同日付で政府の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な方針」が告示された。これを受け、健康保険における被扶養者認定の取扱い等、配偶者からの暴力被害者の自立支援を図るための各種の取組みを実施している。

(5) 母子家庭等ひとり親家庭への支援

母子家庭の母等については、母子家庭の急増等、新しい時代の要請に対応するため、2002（平成14）年11月に母子及び寡婦福祉法等が改正され（2003（平成15）年4月から施行）、また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立した（同年8月から施行）。これらの改正母子及び寡婦福祉法等に基づき、

子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育てや生活支援策」

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」

児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

また、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用、公共職業安定所への寡婦等相談員の配置、母子家庭の母等に対する訓練手当の支給、雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給等の措置も講じている。さらに、2005（平成17）年度から新たに、就労経験がない又は就労経験が乏しい母子家庭の母等に対し、準備講習付き職業訓練を実施し、職業能力開発の機会・効果を向上させ、母子家庭の母の就業支援をより積極的に推進している。

また、児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携しつつ、就業に結びつけていく必要がある。このため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携して、児童扶養手当受給者に対する個別の面接・相談を実施する母子自立支援プログラム策定事業を2006（平成18）年度より全国展開することとしている。この事業では、本人の生活状況、就業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていくことを目的としている。

(6) 母子保健施策の推進（食育を含む）

1) 「健やか親子21」の推進

母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」については、その中間年にあたる2005（平成17）年度に、「健やか親子21」推進検討会において中間評価を行い、過去5年間の成果を踏まえつつ、今後重点的に取り組む方向性等を示したところである。

また、2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においても、「健やか親子21」の趣旨を踏まえた施策内容と目標を掲げているところであり、今後とも、より積極的に施策を推進していくこととしている。

2) 食育の推進

乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた食育を推進することを目的として、2004（平成16）年2月に「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」の視点から）のあり方に関する検討会」報告書を取りまとめるなど、家庭、保育所、学校等関係機関の連携による取組みが推進されるよう支援体制の充実を図っている。

また、食を通じた妊産婦の健康支援の観点からは、妊娠期・授乳期における食事の望ましい組合せや量、妊娠中の適切な体重増加に関する目安等を盛り込んだ「妊産婦のための食生活指針」を2006（平成18）年2月に作成、公表したところである。

3) 子どもの心の健康支援

子どもの心の診療に携わることのできる専門の医師の養成に向け、「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を2005（平成17）年3月から開催し、その具体的養成について検討を進めている。2006（平成18）年3月には、これらの医師が受けるべき研修内容についての中間的な報告書を取りまとめたところである。

4) 小児医療・周産期医療の充実

小児科医・産科医の確保・育成に関する厚生労働科学研究の成果等を踏まえ、総務省、文部科学省等関係府省や厚生労働省内の関係部局等と連携しつつ、小児医療・周産期医療の効率的な実施に向けた医療資源の集約化・重点化等を推進している。

5) ヒト受精胚の研究利用の指針作成

2004（平成16）年7月に総合科学技術会議で取りまとめられた「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を踏まえ、文部科学省等関係府省と連携しつつ、厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する専門委員会を開催し、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の適切な取扱いを確保する指針などの検討を進めている。

(7) 経済的支援

児童手当制度については、子育て家庭への経済的支援の主要な柱の一つであることから、三位一体改革の中で、国と地方の費用負担割合を見直すとともに、次世代育成支援対策の一環として、その拡充が図られた（第2部第11章第1節参照）。

今回の一連の改正内容は次の通りである。

児童の支給対象年齢を小学校第3学年修了前から小学校修了前までに引き上げる
所得制限を緩和し、支給率をおおむね85%からおおむね90%に引き上げる（例えば、夫婦と児童2人のサラリーマン世帯で、年収780万円から860万円に引き上げ）
公費部分の費用負担割合を国3分の2、地方3分の1から国3分の1、地方3分の2へ変更する（都道府県と市町村の負担割合は従前通り均等）

これにより、支給対象児童数は、約940万人から約1,310万人へと約370万人増加し、これら子育て家庭への経済的支援のより一層の強化に資することとなった。